

今年度事業推進上の基本方針

社団法人瀬戸内海環境保全協会では、次の方針のもと瀬戸内海の環境保全のため積極的に事業を展開することとしている。

- (1) 瀬戸内海の環境保全、環境創造に関する広報普及活動の中心的な役割をする。
- (2) 瀬戸内海に関する各種情報センターの役割をする。
- (3) 瀬戸内海の環境に関する技術・知識の集積並びに調査研究機関の役割をする。
- (4) 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動への役割をする。

平成12年度においては、これらの方針を踏まえるとともに、さらに、瀬戸内海環境保全審議会答申「瀬戸内海における新たな環境保全・創造施策のあり方について」（平成11年1月19日）をも踏まえ、協会が果たすべき役割を明確にし、環境庁、瀬戸内海環境保全知事・市長会議の指導のもと、瀬戸内海の各主体と有機的連携を図り、①参画と協力によるパートナーシップの形成、②情報発信機能の充実をキーワードとして事業の積極的推進に努めていくこととする。

I 一般事項

1. 会議等の開催

(1) 通常総会

- ・時期：平成12年5月
- ・内容：平成11年度事業報告及び収支決算、平成12年度事業計画及び収支予算等の審議。

(2) 理事会

- ・時期：年3回（平成12年5月、平成12年12月、平成13年3月）
- ・内容：通常総会付議事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(3) 専門委員会等

①企画委員会

年3回

平成12年度における協会の創造的事業の推進のための進行方策検討及び平成13年度事業の検討・企画を行う。

②調査委員会

年1回

調査事業の推進にあたって関連する事業の企画調整を行う。

③編集委員会

年2回

協会が発行する「瀬戸内海」の編集についてその方針を定めるとともに、内容の検討を行う。

④賛助会員事業部会

年3回

協会活動に対する賛助会員の積極的な参画と賛助会員に係る事業の検討・企画を行う。

(4) 参事・事務局長並びに担当課長会議 年1回

会員に対し、協会事業の理解と周知を図るとともに、協会事業の企画・検討のための意見交換を図る。

2. 専門委員の委嘱等

企画委員、調査委員、編集委員を委嘱する。

II 事業活動

1. 普及活動及び活動支援事業

(1) 平成12年度(第28回)瀬戸内海環境保全月間事業の展開 (12.6.1～6.30)

平成11年度に引き続き月間ポスターの一般公募を行い、選定された最優秀作品をポスターとして作成し関係機関で掲出する。

- ・瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携しつつ環境庁と共催で実施
- ・一般部門と子ども部門に分けて公募
- ・最優秀作品は環境庁長官表彰として協会総会で表彰

(2) 瀬戸内海環境保全普及活動事業の実施

平成12年度の瀬戸内海環境保全普及活動事業を次により実施する。

①事業の推進方針

多くの人々が生活を営み、多岐にわたる利用がなされている瀬戸内海において、残された自然環境を保全し、環境への負荷を低減するとともに、失われた良好な環境の回復を図るためには、関係する人々が瀬戸内海の環境に対する理解を深め、積極的に各種施策に取り組むことが求められている。これまで以上に幅広く、緊密な連携（地域相互間の連携、主体相互間の連携、世代相互間の連携）を図ることが重要である。

この認識を踏まえ、環境保全のための世代を越えた連携の強化に資するため、環境教育・環境学習の推進を図るとともに、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進するために必要な瀬戸内海の自然環境、住民生活との関連等についての理解を促進させるプログラム等の整備を促進する。

特に、瀬戸内海は環境学習の素材が豊富であることから、平成12年度における瀬戸内海環境保全普及活動事業の具体的内容として「体験的な環境学習」を推進するための事業を展開する。

②事業の内容

ア 瀬戸内海環境保全活動テキストの配布

平成10年度に瀬戸内海研究会議が環境事業団地球環境基金の助成を受け編集、作成した「瀬戸内海とわたしたち－森～川～海から人・くらし・いきものを考えよう－」を平成11年度に引き続き印刷・配布し普及啓発を行う。

イ 瀬戸内海環境保全指導者育成セミナーの実施

環境教育・環境学習を推進するための指導者育成事業として、平成 11 年度から広域的に参加者を募って実施を始めたセミナー事業（実践活動プログラム等についての講習、情報交換等）を次の内容で行う。

- ・テーマ：未定
- ・対象：実践活動指導者、行政、一般住民
- ・場所：未定（2ヶ所）

ウ 瀬戸内海環境保全市民講座の実施

日常の身近な領域での環境保全活動の普及を図るため、平成 10 年度から中核市と共同で実施を始めた市民講座を次の内容で行う。

- ・テーマ：未定
- ・対象：実践活動指導者、一般市民
- ・場所：松山市

エ 瀬戸内海環境保全トレーニングプログラムの実施

平成 10 年度から実施を始めた瀬戸内海環境保全トレーニングプログラムを次の内容で行う。

- ・場所：愛媛県東予市「休暇村瀬戸内東予」及び現地研修フィールド
- ・時期：7月から8月の間の3日間
- ・対象：協会会員団体所属の瀬戸内海環境保全担当者
- ・定員：20名程度
- ・内容：講義及び現地研修・討議

オ 瀬戸内海漁場環境保全に関する漁業団体合同研修会及び瀬戸内海の環境保全に関する衛生団体合同研修会の開催

カ 地区別普及活動事業の実施

瀬戸内海沿岸域自治体が主体となって地区別に学校等と協力し、環境教育・環境学習の観点から、子ども達（小・中学生）が実地に自然を観察しながら海辺や水辺の自然について理解を深めることができるよう、次の体験的学習を実施する。

- ・自然公園等における自然観察会の実施
- ・子どもを中心とした各種施策（こどもエコクラブ事業、子どもの水辺再発見プロジェクト、子どもパークレンジャー事業等）などによる体験的学習の実施
- ・上記体験的学習を支援するためのボランティア等の人材育成事業（指導者育成セミナー等）の実施

(3) 賛助会員による瀬戸内海環境保全事業の展開

賛助会員事業部会において、他の主体との連携を視野に置いた事業を企画し実施する。

(4) 瀬戸内海スナメリ発見情報プロジェクト実践事業の展開（環境事業団地球環境基金助成事業）

残された瀬戸内海の自然環境の保全を図るとともに失われた瀬戸内海の良い環境

を取り戻すことを目的に、沿岸域の住民の自主的取り組みを推進するため、平成 11 年度に引き続きスナメリ発見情報プロジェクトを展開する。

＜スナメリ発見情報プロジェクト＞

瀬戸内海の環境の指標生物として位置づけられ、現在貴重な生き物となっているスナメリについて、発見情報の収集と得られた情報の発信を行う住民参加型の普及啓発事業

(5) その他

ア 環境イベントへの参加

他団体が主催する環境イベントにおいてパネルの展示、資料配付等を行い、瀬戸内海の環境保全の普及・広報に努める。

イ 環境保全に関する講演会等の開催

ウ 会員及び関係機関が主催する各種環境保全事業への後援・協力

2. 指導・助成

(1) 各種環境保全活動事業に対する助成

中核市、漁業団体、衛生団体が実施する各種環境保全活動事業に対しその活動費用の一部を助成する。

3. 情報収集・発信事業

(1) 瀬戸内海研究・環境等情報ネットワーク（「せとうちネット」）の管理・運営

瀬戸内海は 13 府県にまたがり、生活、生産、交通、憩いの場として多岐にわたる利用がなされているが、我が国最大の閉鎖性海域として、一つの生態系という観点から、一体的かつ総合的に保全されていく必要がある。このためには、現在、瀬戸内海沿岸の各種機関において実施されている水質、生物、景観、土木等の多様な分野の研究成果や情報を集約し、総合化することが必要である。

このような観点から、平成 10 年度において、各分野の既往の研究成果をはじめ、瀬戸内海の環境データ、社会経済データ等の各種情報のデータベースを整備するとともに、インターネット等を活用し、情報の提供を行うものとしてせとうちネットを構築した。

平成 12 年度においては、このせとうちネットの的確な管理・運営に努め、せとうちネットの目的とする情報の共有化推進による、効率的な研究の実施とともに、研究のレベルアップ、総合的な知見を必要とする共同研究の推進、環境保全活動に不可欠な住民参加の促進にも貢献することができるよう努める。

(2) 総合誌「瀬戸内海」の発行及び配布

瀬戸内海の自然・社会・人文科学の総合誌「瀬戸内海」を次のとおり発行する。

・発行回数：年 4 回

・配布先：会員団体、賛助会員、年間購読者等

(3) 資料集「瀬戸内海の環境保全ー平成 12 年度版」の発行及び配布

瀬戸内海に関連する各種資料をとりまとめ、収録した資料集「瀬戸内海の環境保全ー

平成 12 年度版」を発行配布する。

(4) 新・瀬戸内海文化シリーズの継続頒布

「瀬戸内海の自然と環境」(平成 10 年 3 月発行)、「瀬戸内海の文化と環境」(平成 11 年 3 月発行)を引き続き頒布する。

4. 調査・研究事業

(1) 瀬戸内海沿岸域環境保全・創造計画策定調査(継) (環境庁委託 平成 10 年度～)

自治体、事業者、地域住民の各主体の連携と参加のもと、瀬戸内海の残された自然環境を保全し、また、良好な環境を回復するための取り組みを推進するために、沿岸府県における瀬戸内海沿岸域の環境保全・創造計画づくりを支援する計画策定マニュアルの作成に関する検討を行い、最終年度としてのとりまとめを行う。

(2) 瀬戸内海の生物資源の持続性評価システムに関する研究(継) (環境庁委託 平成 11 年度～)

瀬戸内海における生物資源の保全と持続的利用を図るため、その評価指標及び特性を明らかにし、かつ、判定基準を定量化し、持続性評価体系を構築するための調査・研究を行う。

(3) 瀬戸内海沿岸域環境保全創造計画検討調査(継) (兵庫県委託 平成 10 年度～)

兵庫県の瀬戸内海沿岸域の残された自然環境の保全を図るとともに、環境回復・創出等の施策を総合的・計画的に推進するための「瀬戸内海沿岸域環境保全創造方策(仮称)」の策定に向け、関係情報の収集・整理、詳細な調査検討を行うとともに、最終年度としてのとりまとめを行う。

(4) 瀬戸内海研究・環境等情報ネットワーク情報整備業務(継) (環境庁委託平成 11 年度～)

瀬戸内海研究・環境等情報ネットワーク(「せとうちネット」)について、収録する情報・データの追加・更新・加工等を行い、システムの充実を図る。

5. 瀬戸内海研究会議に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議の事務局を担うとともに、研究会議が行う事業の運営推進を支援し、協力する。

(1) 瀬戸内海研究会議事務局

瀬戸内海研究会議の事務局として、円滑な事務運営と会員との連絡調整を行うとともに、事業を適切、効率的に遂行する。

(2) 「瀬戸内海研究フォーラム in 岡山」の開催に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議が主催する「瀬戸内海研究フォーラム in 岡山/21世紀 瀬戸内の創生に向けて(仮称)」の開催に対し、支援・協力を行う。

6. 国際的な活動への参加と協力

(財)国際エメックスセンターが行う国際的な活動に対し、積極的に参加、協力を行う。

7. その他関連事業

(1) 国に対する要望

協会が実施する事業及び調査研究の拡充強化並びに本協会の運営への配慮について国に要望する。

(2) 瀬戸内海環境保全知事・市長会議との協調

瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連絡を密にし、協調して事業実施に当たる。

(3) 賛助会員の加入促進

協会の目的に賛同する企業等の賛助会員加入の促進に努める。